

海外留学支援制度（協定派遣）候補者の家計基準申告について

名古屋大学 教育推進部 学生交流課

（独）日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）では、経済的な理由により、自費のみでの採択プログラムへの参加が困難な者を支援の対象とすることが手引きに明記されており、「年収・所得の上限額が給与所得世帯で907万円、給与所得以外の世帯で421万円」が家計基準の指標となっています。

本制度の支援を希望する場合は、以下の設問にお答え下さい。

なお、上限額以上の年収・所得がある世帯の方でも、本制度の対象外となる訳ではありませんが、年収・所得をわざと低く見積もった虚偽の報告をし、奨学金の受給を受けていることが発覚した場合、同制度による奨学金の支給を取りやめ、支給済みの奨学金を返還して頂くこととなりますので、予めご了承下さい。

頂いた個人情報[※]は海外留学支援制度（協定派遣）に関する業務のみに使用し、それ以外の目的には使用しません。

（1または2のどちらかを○で囲んで下さい）

平成27年度の年収・所得の合計額が

1. 907万円（給与世帯所得）・421万円（給与所得以外の世帯）以下である。
2. 907万円（給与世帯所得）・421万円（給与所得以外の世帯）以上である。

上記内容に間違いありません。

学生氏名 : _____

学部・年次 : _____

親権者氏名 : _____

印

提出期限：平成28年5月30日（月）

提出・問い合わせ先：学生交流課（国際開発研究科棟1階） TEL:052-789-5733